

令和３年度労働報酬下限額の設定について

1 第１回審議会資料 2 2 業務委託契約・指定管理協定について(6ページ)

修正前

このような状況から、令和３年度の新宿区労働報酬下限額は、今年度同様、東京都最低賃金額より３７円高い１，０５０円とする考え方がある。

また、昨年まで区の労働報酬下限額（最低賃金水準額）が毎年２０円から３０円程度引き上げられてきたこと、②特別区人事委員会勧告における令和２年給与改定率０．５８％の引き下げを考慮すると、今後、新宿区労働報酬下限額が目標としている区職員の高卒初任給相当額（１，１００円）に近づくものと考えられる。

修正後

このような状況から、令和３年度の新宿区労働報酬下限額は、今年度同様、東京都最低賃金額より３７円高い１，０５０円とする考え方がある。

なお、昨年まで区の労働報酬下限額（最低賃金水準額）は毎年２０円から３０円程度を引き上げている。

また、令和元年特別区人事委員会勧告により、職員の初任給は据置いたが、その他については原則月例給の改定を行った（平均改定率△0.6％）。

2 令和２年特別区人事委員会給与勧告の主な概要とその結果について

(1) 特別給の引下げ

特別給（期末手当・勤勉手当）については、民間支給割合４．６０月分を勘案し、支給割合を０．０５月引き下げること（４．６０月）。

→令和２年１１月１９日 妥結

(2) 月例給の改定を行わない

職員の給与が民間従業員の給与を１５７円（０．０４％）上回っている状況であるが、この較差は僅少であり、おおむね均衡していると言えるものであって、給料表や諸手当の適切な改定を行うことが困難であることから、月例給の改定を行わないことが適当

→令和２年１２月９日 妥結